

警報発令時などの措置について

気象警報や避難指示等が発令された場合などの措置について、以下の通り変更となりますので、お知らせいたします。

1. 台風接近など気象警報に対する措置

大阪市または守口市に、「特別警報」または「暴風警報」が発令された場合、全生徒自宅待機とし、以下の対応を取ってください。

(1) 通常時(授業のある日等)

- ①午前7時までに解除の時、平常通り。
- ②午前9時までに解除の時、SHR(10:30)、3時限(10:40)より開始。
- ③午前11時までに解除の時、SHR(13:05)、5時限(13:15)より開始。
- ④午前11時を過ぎても発令中の時、臨時休業。(授業が午前で終了するときは、午前9時現在で判断します)

※授業終了は平常の時刻をめどとし、必要な場合、授業時間の短縮等を行います。

(2) 定期考査時

- ①午前7時までに解除の時、平常通り。
- ②午前11時までに解除の時、次の時程で実施。

13:05	登校・SHR
13:15 ~ 14:05	1時限目の考査科目
14:20 ~ 15:10	2時限目の考査科目
15:25 ~ 16:15	3時限目の考査科目

- ③午前11時を過ぎても発令中の時、臨時休業とし、実施できない考査科目は最終日の翌日に延期します。

※登校後に発令されたときは、学校長の指示に従ってください。

※居住地域のみが発令された場合、当該生徒は自宅待機とします。警報が解除されても、居住地域・家庭・通学経路等の状況により登校が困難と判断されたときは自宅待機を継続していただき、学校まで連絡をお願いします。

2. 非常変災など避難指示・避難勧告に対する措置

本校(所在地…大阪市旭区太子橋3丁目1番32号)に、「避難指示」または「避難勧告」が発令された場合、「気象警報に対する措置」と同様と考えてください。

※居住地域または通学経路のみが発令された場合で、状況により登校が困難と判断されたとき、当該生徒は自宅待機してください。その際、学校まで連絡をお願いします。

3. 交通機関の運休・遅延等に対する措置

- ①京阪電鉄の京阪本線が、非常変災等により運転を取り止め、交通が遮断された時は、「気象警報に対する措置」と同様と考えてください。
- ②通学経路の交通機関が、事故等により運転見合わせとなり、登校が困難と判断されたとき、当該生徒は自宅等で待機してください。その際、学校まで連絡をお願いします。
- ③列車等の遅れが発生している場合、運行状況、生徒の登校状況、教職員の出勤状況等を確認のうえ、必要な場合は授業(考査)時間の短縮や繰下げ等を行います。

4. 公共交通機関のストライキに対する措置

京阪電鉄が「ストライキ」を行っている場合、「気象警報に対する措置」と同様と考えてください。